



メイントピック

同一労働同一賃金ガイドライン見直し | 判例を踏まえた次のフェーズへ

2020年から本格施行された「同一労働同一賃金」。制度開始から5年を迎え、厚生労働省ではガイドラインの見直しが進められています。今回の見直しは、近年の最高裁判例を踏まえ、企業実務で判断に迷いやすい点を整理するものです。

【同一労働同一賃金ガイドラインとは】

正社員と非正規雇用労働者との間にある
不合理な待遇差を禁止する指針です。
待遇差を設ける場合は、**合理的な説明**が求められます。

➡ 今回の見直しでは、「なぜ差を設けているのか」を
これまで以上に厳しく問われることになります。

※本ガイドラインの見直しは現時点では「案」の段階です。
最終的な改正内容や施行時期は、今後決定される予定です。

【今回の注目ポイント】

✓ 判断対象となる待遇が拡大

- 退職金、家族手当、住宅手当、季節休暇、福利厚生待遇等
- 「非正規は一律不支給」という運用は説明が難しくなる

✓ 雇用形態ではなく「実態」で判断

- 職務内容、配置転換の有無、継続雇用の実態を重視
- 無期・フルタイム非正規は、より均等待遇が求められる

✓ 判例の考え方が明文化

- 最高裁判断を踏まえた「合理性判断の目安」が整理される

【判例から読み解く 実務の考え方】

同一労働同一賃金では、
「差があるか」ではなく「差を説明できるか」が重要です。

✓ 日本郵政事件（手当・休暇）

- 業務内容が近く、継続雇用が見込まれる契約社員に、
扶養手当や季節休暇を付与しないことは**不合理**と判断
➡ 手当・休暇の**趣旨が誰に当てはまるか**が重要

✓ 大阪医科薬科大学事件（賞与）

- 賞与については、支給目的や人材活用の違いを踏まえ、
アルバイトへの**不支給が直ちに不合理とは言えない**と判断
➡ 賞与は**制度目的の明確化**がカギ

✓ メトロコマース事件（退職金）

- 職務・責任の違いがあれば不支給も不合理ではないと判断
➡ 退職金は長期的な貢献への褒賞という位置づけ整理が必要

➢ ガイドライン見直しは、待遇を一律に揃えることなく、
説明できる制度設計を企業に求めています。

その他トピックス

● 協会けんぽの保険料率の変更見込み（2026年度）

- 健康保険料率（平均）
2025年：10.0% ➡ 2026年度：9.9%
- 介護保険料率（一律）
2025年：1.59% ➡ 2026年度：1.62%
- 子ども・子育て支援金率（一律・新設） ➡ 0.23%

▶ 給与計算・人件費への影響を早めに確認しましょう。

➢ 詳細・参考 | 2026(令和8)年度 見込み | 協会けんぽ

● 健康保険被扶養者認定 | 年収要件の取扱い変更

2026年4月より被扶養者認定の収入判定方法が
実績ベースから「労働契約ベース」へ変更となります。

従来 | 過去の収入や将来の見込みをもとに判断
今後 | 「労働条件通知書」等をもとに見込まれる収入で判断

➡ 労働契約上、見込み難い臨時収入（時間外労働など）により
年収が130万以上となる場合も、妥当な範囲であれば許容

➡ 労働条件変更時は、都度確認・書面提出が必要

▶ 被扶養者の手続きに向け、早めに対応が重要です。

➢ 詳細・参考 | 被扶養者の認定における年間収入の取扱い | 厚労省
➢ 詳細・参考 | 被扶養者の認定 | 年間収入の取扱いQ&A | 厚労省

ご案内

✓ 【CQ個性診断】人材を“人財”に！

☆ こんなお悩みありませんか？

- 人間関係のトラブルが多い
- チームの力を引き出せていない

人事戦略の指標に！
組織力診断士が
お手伝いします！

≫ CQ個性診断は、科学的根拠に基づいた心理テストです。

✓ 社員の個性や潜在能力を「見える化」する分析ツールとして
人事戦略の一環として導入する企業も増加しています。

✓ 適材適所の配置や、組織バランス力を見極めた育成など、
企業の組織力向上のために活用されています。

➡ 詳細や導入のご相談は、事務局（nakagawa@egaoworklabo.or.jp）まで

無料相談会

京都	日時： 2/5（木）13:00 - 17:00 場所： 京都市サンプラザ 4号館3階 BIZ NEXT	お気軽にお越し下さい。 （BIZ NEXT受付へ） ※ご予約のお客様優先 での対応となります。
大阪	日時： 2/6（金）13:00 - 15:00 場所： グランドフロント大阪 北館7階 「ナレッジサロン」プロジェクトルーム	お気軽にお越し下さい。 （ナレッジサロン受付へ） ※ご予約のお客様優先 での対応となります。
東京	日時： 2/19（木）10:00 - 17:00 場所： ビジネスエアポート東京	※要予約になります。 事前に下記問合先まで ご連絡下さい。

～発行元～

えがお
ワークラボ

社会保険労務士法人えがおワークラボ
代表社員 上田 恭子

（特定社会保険労務士、組織力診断士）

<スタッフ：社労士7名、行政書士2名、職員20名>

松山オフィス 〒790-0003 愛媛県松山市三番町5丁目7-29デルデ三番町201
TEL：（089）908-6766 FAX：（089）932-9204

東京オフィス、大阪オフィス、京都オフィス

【お問合先】 nakagawa@egaoworklabo.or.jp（営業担当 森島）